

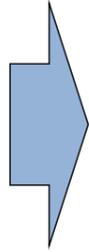
(単位 円、人)

(単位 円、%)

茅ヶ崎市第5期(平成24~26年度)				
所得段階区分	負担割合	金額	計画上の 26年度対象者数	
第1段階 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	0.50	24,960	869	
第2段階 市町村民税世帯非課税、年金収入額+合計所得金額の合計額が80万円以下	0.50	24,960	8,051	
第3段階 (旧第3段階からの軽減) 市町村民税世帯非課税、年金収入額+合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下	0.70	34,944	2,245	
第4段階 市町村民税世帯非課税、年金収入額+合計所得金額の合計額が120万円を超える	0.75	38,064	2,397	
第5段階 市町村民税本人非課税、世帯では課税者あり、年金収入額+合計所得金額の合計額が80万円以下	0.80	39,936	12,346	
第6段階 市町村民税本人非課税、世帯では課税者あり、年金収入額+合計所得金額の合計額が80万円を超える	1.00	49,920 (月額4,160)	5,451	
第7段階 合計所得金額125万円未満	1.15	57,408	4,920	
第8段階 合計所得金額125万円以上190万円未満	1.25	62,400	7,465	
第9段階 合計所得金額190万円以上500万円未満	1.50	74,880	11,365	
第10段階 (旧第8段階からの分離) 合計所得金額500万円以上800万円未満	1.75	87,360	1,247	
第11段階 (旧第8段階からの分離) 合計所得金額800万円以上	2.00	99,840	1,199	

茅ヶ崎市第6期(平成27~29年度)案				
所得段階区分	負担割合	金額	計画上の 27年度対象者数	
新第1段階 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	0.50	27,120	9,218	
新第2段階 同左	0.70	37,968	2,777	
新第3段階 同左	0.75	40,680	2,799	
新第4段階 同左	0.80	43,392	11,553	
新第5段階 同左	1.00	54,240 (月額4,520)	6,427	
新第6段階 同左	1.15	62,376	5,764	
新第7段階 同左	1.25	67,800	7,973	
新第8段階 (現在の第9段階) 同左	1.50	81,360	10,568	
新第9段階 同左	1.75	94,920	1,159	
新第10段階 同左	2.00	108,480	1,317	

介護保険運営基金を6億円取り崩した場合の基準額の目安(月額 単位 円)

		A案金額		B案金額		C案金額			
公費による軽減(予定) 	0.3	0.50	26,946	0.50	26,838	0.50	26,472		
	0.5	0.70	37,724	0.70	37,573	0.70	36,892		
	0.7	0.75	40,419	0.75	40,257	0.75	39,528		
		0.80	43,113	0.80	42,940	0.80	42,163		
		1.00	53,892 (月額4,491)	1.00	53,676 (月額4,473)	1.00	52,704 (月額4,392)		
		1.15	61,975	1.15	61,727	1.20	63,244		
		1.25	67,365	1.25	67,095	1.30	68,515		
		1.50	80,838	1.50	80,514	1.50	79,056		
		1.60	86,227	1.60	85,881	1.70	89,596		
		1.75	94,311	1.85	99,300	1.90	100,137		
	2.00	107,784	2.10	112,719	2.10	110,678			
計画上の27年度対象者数			4,520		4,491		4,473		4,392

検討事項

- 現在の第9段階を分割することが適切といえるか？
- 合計所得金額190万円以上の市町村民税課税層の負担割合について
 - 現行の負担割合を継続する。
 - 分割し、分割後の新第9段階の負担割合を0.1ポイント上乗せする。(他の段階の負担割合は変更しない。)(A案)
 - 分割し、分割後の新第9段階の負担割合を0.1ポイント上乗せし、新第10段階、新第11段階も0.1ポイントずつ上乗せする。(B案)
 - 分割し、分割後の新第9段階の負担割合を0.2ポイント上乗せし、新第10段階、新第11段階において下位の段階との差を0.2ポイントとなるように割合の差を均等化する。(C案)

被保険者本人課税層